

《タイ》

1. タイがベトナム人労働者の就労を公式受け入れ＝人手不足対策で

11/10、タイ政府は、人手不足を解消する観点から、ベトナムを含む東南アジア諸国連合(ASEAN)加盟国から労働者を受け入れる労働省の提案を承認した。今年7月27日に、タイ労働省とベトナム労働・傷病軍人・社会事業省は雇用に関する覚書(MOU)に調印していた。タイは今年2月10日以前に観光ビザでタイに入国しているベトナム人労働者に、1年間、適法に就労するための登録と手続きをすることを認める。就労ビザ手数料は、ミャンマーやラオス、カンボジアの労働者と同様に、2000バーツ(約57ドル)から500バーツに引き下げられる。タイ労働省の計画では、ベトナム人労働者は、タイ国内で漁業や、ヘルパーやレストランの従業員などのサービス業、その他の手作業労働に従事すると想定される。また他の国と同様に、ベトナム人労働者は就労ビザを入手するに際して、健康診断を受け、タイ保健省が発行する健康保険を購入する必要がある。

2. 全国一律最低賃金の見直しを決定

11/16、タイの政労使の3者代表で構成する賃金委員会は、全国一律同額とする現在の最低賃金制度を見直すことを決定した。各地域ごとの物価や生活水準などに応じた新賃金体系を検討する小委員会の設置も決めた。賃金委の委員長を務めるブンタリック労働次官が発表した。同次官によると、小委員会は労相補佐官が委員長を務め、委員は政労使の代表各2人や有識者などで構成し、検討結果を2016年6月までにまとめる。タイの最低賃金は12年4月からバンコク、プーケット、ナコンパトム、ノンタブリ、パトゥムタニ、サムトプラカン、サムトサコンの7都県が300バーツへの引き上げを実施し、他の70県も13年1月から一律300バーツに引き上げた。この水準は15年末まで据え置くことになっている。ブンタリック次官は、小委員会の検討結果を待ち、今後の最低賃金の引き上げ検討は来年6月以降になると説明した。現行の全国一律300バーツの最低賃金は、それまで継続される。

3. エシオラ社、タイでクラウドファンディングを開始＝音楽など4分野

11/24、インターネットを通じて広く資金提供者を募る「クラウドファンディング」事業を展開する「Asiola(エシオラ)」社は、音楽、美術、ファッション、料理の4部門向けにサービスを開始したと発表した。クラウドファンディングはクリエイターなどが資金を集める方法として注目されており、エシオラはタイで初めて同事業を開始する。エシオラはレコード作製など12件のプロジェクトを提案しており、広く一般市民から支援金の募集を始めた。集まった資金が目標額に達すればプロジェクトを開始する。支援金の支払いについては、大手カシコン銀行と提携し、同行の窓口などを通じて送金できる。エシオラはIT技術者やミュージシャンなどが出資し今年4月に資本金1800万バーツで発足した。同社はプロジェクトの宣伝を担当するほか、プロジェクトから得られる収益の一部を受け取る。同社幹部によると、当面は毎月6～8件のプロジェクトを立ち上げ、達成率で80%を目指す。来年半ばにはプロジェクト件数を2倍に増やし、中小企業が提案するプロジェクトを支援するクラウドファンディングも開始する方針。

《ベトナム》

1. アルジェリアのベトナム人労働者帰国問題、中国企業と合意

アルジェリアの建設現場で働くベトナム人労働者が雇用主である中国企業の中国人現場監督からひどい暴行を受けたとされる問題で、ベトナム側の送り出し機関であるシムコ・ソンダー社と当該中国企業の東一江蘇有限公司は1日、ベトナム人労働者の帰国に関する合意書に調印した。合意書によれば、帰国するベトナム人労働者は契約期限前に帰国することへの賠償として1人1700ドルを東一江蘇に支払わなければならない。ただ、シムコ・ソンダー社は労働者ができるだけ早く帰国できるよう、この1700ドルのほかに帰国のための航空券代を労働者に先払いすることを決めた。シムコ社は今回、アルジェリアの中国企業に55人のベトナム人労働者を派遣、労働契約では賃金は月決めで毎月支払われることになっていた。しかし、労働者らが現地に着くと中国企業側は出来高払いに契約の変更を強要。これに反対したベトナム人を中国人監督が暴行し、2人が負傷する事態となっていた。

2. 台湾で毎月1100人のベトナム人労働者逃亡＝派遣業者が高い手数料徴収で

台湾で働くベトナム人労働者の逃亡が毎月約1100人に増加している。台湾でベトナム人労働者の逃亡が増加している理由の1つは、ベトナム側の派遣業者に納める手数料が高すぎることにある。業者が規定の4000ドルを大幅に上回る1人当たり6000～7000ドルの高い手数料を徴収しているため、多くの労働者はこの高い手数料を支払うために借

金を背負う。しかし、与えられた仕事だけでは返済することが厳しく、割の良い仕事に就こうと逃亡につながっている。こうしたことから、労働・傷病軍人・社会事業省は台湾への労働者派遣を行っている業者110社を集めて意見交換を行い、改善策を協議。同省の外国労働局からは派遣会社の労働者管理が甘いことも労働者の逃亡を増やしている原因の1つであり、「派遣労働者の選抜に多くの仲介業者が介在」「労働者に対するトレーニングが不十分」などのケースが多いことも問題だと指摘が出た。こうした状況を改善するため、労働・傷病軍人・社会事業省のゾアン・マウ・ジェップ副大臣は各業者に規定の順守を指示。その上で、高い手数料を徴収した業者や十分なトレーニングを提供しない業者を重く罰する方針を示した。外国労働管理局によれば、台湾では現在16万4000人のベトナム人労働者が働いている。

3. 強制労働、全貌見えず＝法律整備が課題

ベトナムで、現代の奴隷制である強制労働による事件がしばしば発生しているが、公式統計はなく、刑法でも明確な規定がない。中部タインホア省に住む20代のグエン・バン氏は、だまされて山奥の強制労働作業所で働いた経験を証言。「賃金が良く、安定した大工の仕事があると言われ、作業所に連れていかれた。着くと現場監督が、私を連れてきたブローカーに60万ドン(約27ドル)払った。後でその額が私の給料から差し引かれた」とバン氏は語った。同氏によると、作業所の労働者は午前5時から午後6時まで働かされた。食事は自分で買われ、賃金はほとんど残らなかった。大きな池の中に島があり、1日の仕事が終わるとその小屋に入れられた。鍵をかけられ、監視カメラが付いた。「とても耐えられなかった。何人かは池を泳いで脱出しようとし、2人が溺れた。捕まった逃亡者は拷問された」とバン氏は語った。6カ月後、バン氏は脱出に成功。警察に通報し、仲間の労働者たちは救出された。しかし、トラウマがなかなか消えない。今でも奴隷労働と拷問の記憶がよみがえり、故郷から離れた土地での仕事は避けてしまう。

最近も同様の強制労働事件が発覚。13歳と14歳を含む3人が木工作业所での労働を告発した。監督は給料を払わず、家に帰りたいと3人が訴えるとどう喝され、携帯電話を取り上げられた。後に3人は脱出して警察に通報。多くの労働者が救出された。労働・傷病軍人・社会事業省法務局のグエン・バン・ビン副局長によると、ベトナムでは強制労働の公式統計が存在せず、行政の対処を難しくしている。2012年の労働法が強制労働を禁じ、労働者を守る諸規則を導入したが、効果的に実施されず、不幸な事例を発生させ続けている。同副局長は「労働法は人身売買防止については詳細に規定しているが、強制労働については規定がない。刑法に強制労働を含めることを求めている」と語った。

4. スマホ100台盗んだ疑い、サムスン工場従業員2人逮捕

ベトナム北部タイグエン省の警察は、韓国サムスン電子の工場からスマートフォン(多機能携帯電話)100台を盗んだ容疑で、工場従業員2人を逮捕した。逮捕された従業員2人はいずれも20歳で、犯行時間は先月19日の昼休みとされる。2人は盗んだスマホを欠陥品倉庫に隠した後、同日中に工場内の別の場所に移した。4日後、工場の警備員が不審な箱を発見し、警察に通報。その後すぐに従業員2人が警察に出頭したという。昨年には北部バクニン省のサムスン工場で、従業員5人がプリント基板300枚余り(約8億ドン＝3万5200ドル相当)を盗んで逮捕された。

5. 韓国系帽子メーカー、従業員1900人解雇＝工場棟の火災受け

11/07、南部ドンナイ省ビエンホア市ロテコ工業団地で操業している韓国系帽子メーカーのユープン・ベトナムは、工場の門に張り出した文書で、ベトナム人従業員約1900人の雇用契約を打ち切ることを明らかにした。9月21日に発生した火災で同社の第1工場棟が全焼し、仕上げ工程を担う第2工場棟と併せて雇用を維持できなくなったと説明している。現在ユープンは保険会社と協議中だが、保険金の支払いまで1年かかる可能性もある。解雇はこうした状況を踏まえて決めたもので、対象となる従業員には現行規則に沿って解雇通知を個別に郵送する。雇用契約を打ち切る場合、期間契約の場合は30日前、無期限契約の場合は45日前までに通知することが義務付けられている。ユープンはまた、雇用契約の終了前7日以内に、契約で規定されている1カ月分の給料や諸手当、退職金などを支払う。社会保険手帳は後日送付するとしている。ダン・チーはユープン労組のグエン・チー・ウート議長発言を引用した上で、解雇される従業員数が正確には1867人であり、残りはわずか400人だと伝えた。9日にはユープン工場の門の前に大勢の従業員が集結し、一方的な雇用打ち切りに抗議の声を上げた。複数の従業員によると、解雇対象の従業員の大半は、工場が平常操業に戻った際の再雇用を希望したものの、ユープンはこれを退けたという。

6. 生産拠点の中国からベトナムへのシフト加速＝TPPなどで

韓国サムスン、LGや、米インテルなど多国籍企業は、グローバルな生産拠点を人件費が高騰する中国などからベトナムに移す動きを強めている。2015年8月初め、サムスンはバクニン省の工場を約30億ドル投じて拡張すると発表した。同省への投資総額は75億ドルとなる。バクニンとタイグエン両省の同社の生産拠点は世界最大で、携帯電話生産の30%を占める。サムスンの対ベトナム投資は総額で140億ドルに達し、グループ全体の雇用数は11万人に上る。

米紙ウォール・ストリート・ジャーナルはこのほど、繊維・衣料メーカーが、大筋合意した環太平洋連携協定(TPP)のもたらすビジネスチャンスや安価で、若い労働力を活用しようと、ベトナムでの工場設立に殺到していると報じた。特に、ナムディン、ハナム、フンイエン各省に外国投資家の視線が注がれているという。2015年3月、LGはハイフォン市に15億ドルを投じて新工場を建設した。テレビや携帯電話、洗濯機などの組み立てを行い、グローバル市場に供給する方針だ。インテルは5月にマレーシアから一部の生産ラインをホーチミン市にシフトさせた。日米の大半の電子機器メーカーはベトナムに拠点を置いており、このことでベトナムは東南アジアにおける電子分野でナンバーワンの地位を目指す動機となっている。

英紙フィナンシャル・タイムズは最近の報道で、ベトナムは徐々に中国に取って代わり「世界の工場」として新興市場国のライジングサン(昇る太陽)となりつつあると紹介した。ベトナム国家銀行(中央銀行)のグエン・キム・アン副総裁は、投資の大波のシフトは中国がもはや「世界の工場」として機能してないことを示すものだと認識を明らかにした。

7. 魯泰、ベトナムに衣料品工場＝TPP合意にらみ投資拡大

深セン証取に上場する生地・衣料品メーカーの魯泰紡織(山東省)は、ベトナムで追加投資を行い、衣料品工場を新設する方針だ。環太平洋連携協定(TPP)の大筋合意を受け、ベトナム工場を通じ、米国向けに衣料品輸出を強化する。これにより、ベトナムでの投資額は1億8000万米ドルに拡大する。3000万ドルを投じ、アンザン省に衣料品工場(年産600万着)を建設する。原材料は現地の生地工場から調達する。同生地工場は今年3月に建設すると発表したばかり。投資額は1億5000万ドルで、生地を年3000万メートル生産する予定。同社は業界他社に先駆けて海外進出を果たしており、既にカンボジアやミャンマーにもシャツ工場を設けている。

8. 台湾靴大手・宝成工業、製造拠点を中国からベトナムへ

台湾の靴の大手委託製造メーカーの宝成工業は近年、製造拠点を中国からベトナムへシフトさせている。環太平洋連携協定(TPP)の発効をにらんだ動きとみられ、今年1～9月の同社のベトナムでの靴の生産は同社全体の42%に上った。宝成工業は世界的な有名ブランド、ナイキやアディダスの受託生産で知られる。年間3億足以上を出荷。同社は収益全体の75%を靴・衣服から得ており、靴のベトナムでの製造は2013年が同社全体の34%、14年は同39%に拡大している。同社のアモス・ホー広報担当者は、中国での賃金や福利厚生費の経費が上がっているため、12年から順次、製造拠点をベトナムに移しているという。また、同担当者は「ベトナムは政治経済情勢が安定している」とも指摘している。

《インドネシア》

1. 西ジャワ、16年から州最低賃金も導入

新政令に基づき計算、月額131万ルピアに

11/02、インドネシア西ジャワ州のアフマド・ヘルヤワン知事は、2016年の州最低賃金を月額131万2355ルピア(約1万1660円)に決定したと発表した。同州では10～15年まで県・市の最低賃金のみを定めており、州最低賃金を設定するのは7年ぶり。中央政府が経済政策パッケージの一環で公布した賃金制度に関する政令(15年第78号)で、州知事が州最低賃金を決定することを義務付けたため。西ジャワ州は、16年の州最低賃金の計算も政令に基づいて行った。西ジャワ州の16年の州最低賃金は、15年の同州の県・市の最低賃金の中で最も低かったチアミス県の117万7000ルピアに11.5%を上乗せした額。政令で定められた最低賃金の算定式(フォーミュラ)では、前年の最低賃金にインフレ率と国内総生産(GDP)成長率の合計を上乗せするとしており、15年のインフレ率を6.87%、GDP成長率を4.63%として計算した。西ジャワ州は今後、16年の県・市の最低賃金も設定する予定。政令では、県・市の最低賃金が州最低賃金を上回るようにすることを義務付けている。西ジャワ州の県・市のうち、日系企業の工場も多く集まるカラワン県やブカシ県、ブカシ市などは高額の最低賃金が設定される傾向があり、これら県・市の15年の最低賃金は首都ジャカルタを上回っていた。

◇州最低賃金、全国各地で決定進む

この他の州でも16年の州最低賃金の決定が進んでおり、北スラウェシ州が10月31日、前年比11.6%増の月額240万ルピアと、政令の算定式の水準に近い上げ幅に決定した。北スマトラ州も10月31日に行われた政労使3者の賃金審議会前で前年比10.8%増の180万ルピアとする方針を固めており、州知事が正式に決定する予定。ランブン州では15年の最低賃金158万1000ルピアに対し、労働者側が約20%増の190万ルピアとするよう要求し、交渉が難航している。15年の場合、全国のうち西ジャワ州、中ジャワ州、ジョクジャカルタ特別州、東ジャワ州の4州は州最低賃金を定めず、県・市最低賃金のみ設定していた。最低賃金の決定期限は、州最低賃金が施行60日前(前年の11月1日)、県・市最低賃金が施行40日前(前年の11月21日)と規定されている。

2. 最低賃金、16州で決定 上昇率は6.7～17.2%—労組まとめ

インドネシア労働組合連合(KSPI)のまとめで、2016年の州最低賃金を決定した州が5日現在では全国34州のうち16州となっていることが分かった。これら16州の上昇率は前年比6.7～17.2%増。州最低賃金は本来、1日が決定期限となっているが、遅れが目立っている。16州のうち、上昇率が最も高いのはゴロンタロ州で、前年比17.2%増の月額187万5000ルピア(約1万6500円)。続いて首都ジャカルタ特別州が14.5%増の310万ルピア、西スラウェシ州が12.6%増の186万4000ルピアだった。一方、労働省のハイヤニ・ルモンダン労使関係・社会保障総局長によると、一部の州では州最低賃金の決定が遅れているが、いずれも近日中には決定が終る見込み。16年の州最低賃金はいずれも、政府がこのほど経済政策パッケージで発表した新たな賃金制度に関する政令(15年第78号)に基づいて決定されるという。同政令では、翌年の州最低賃金の算定式(フォーミュラ)を定め、経済成長率とインフレ率の合計値を上昇率とする方針を盛り込んでいる。

3. 全国労連、24～27日にゼネスト計画＝政令撤回・最低賃金25%アップなど要求

11/12、インドネシア労働組合連合(KSPI)のサイド・イクバル議長は、新たな賃金制度に関する政令(2015年第78号)に抗議するため、24～27日に全国規模のゼネストを計画していることを明らかにした。デモでは、▽第78号政令の撤廃▽同政令で定められた最低賃金の算定式(フォーミュラ)の改正▽最低賃金の25%もしくは50万ルピア(約4500円)アップの3項目を要求する。サイド議長はゼネストについて、10月末に首都ジャカルタで行った抗議行動の続きだと説明。「政府が要求を聞き入れない場合、(抗議行動を)延長する」と警告した。一方、ハニフ・ダキリ労相は13日、各地方政府に対し、第78号政令の順守を徹底するよう指示。また労働省のハイヤニ・ルモンダン労使関係開発・社会保障総局長は「ゼネストは法令で認められていない」との見解を示し、ストは法令に沿った形で実施すべきだと説明した。

4. 大規模スト初日、平穏に終了＝日系企業の操業、大きな影響なし

11/24、インドネシアの全国各地で、賃金制度に関する新たな政令(2015年第78号)に反対する労働者の大規模ストライキが開始された。日系企業多数が入居する首都圏の工業団地などでは労働者の抗議行動が行われたが、混乱はなく平穏に終了した。ストは27日まで続けられる予定。日系企業約170社が入居する西ジャワ州ブカシ県のMM2100工業団地の警備担当者が時事通信の取材に語ったところによると、工業団地内では約2000人が集結して午後から抗議行動が行われたが、特に混乱はなく、数社を除いて大半の企業は操業していた。「スウィーピング」と呼ばれる企業への襲撃行為もなく、抗議行動は2～3時間ほどで終了した。

5. 大規模スト、首都圏産業界の損失5000億ルピア(約45億円)＝商議所推計

11/27、インドネシア商工会議所(KADIN)ジャカルタ支部のサルマン・シマンジョラン副支部長は、賃金制度の新たな政令(2015年第78号)に反対するため労働組合が24～27日に行った大規模ストライキに関し、首都圏の産業界の損失額が5000億ルピア(約45億円)に達したとの推計を明らかにした。この推計は、工場1件当たりの損失額を30億～50億ルピアとして算出した。首都圏の工業団地ではジャカルタのプロガドゥン、KBNチャクンなどのほか、日系企業が多く入居する東郊の西ジャワ州ブカシ県やカラワン県の工業団地でも広くストが実施された。同副支部長によると、カラワン県では「スウィーピング」と呼ばれる企業への襲撃行為を回避するため、各企業の経営者が50～100人程度の労働者のスト参加を容認し、この結果として生産が20%ほど低下した。また、一部ではスト期間中に生産を停止し、土・日曜に代替操業した工場もあったという。同副支部長は労働者に対し、賃金制度への抗議は対話や法的手段を通じて行うべきであり、ストは労働者自身の利益にもならないとして再考を促している。

6. ジャワ高速鉄道、起工式延期＝認可未取得、早期実現に懐疑論も

インドネシアと中国の合弁で実施されるジャワ島ジャカルター西ジャワ州バンドンの高速鉄道事業で、9日に予定されていた起工式が延期となった。鉄道の路線に関する認可と合弁会社の事業認可が未取得のため、出だして早くもつまづいた形。ただ、インドネシア側の事業会社の幹部は、当初予定通り2016年初めから建設を開始し、18年に完成することができると語った。一方、インドネシア運輸省は事業の早期実現に懐疑的な見方を示している。9日付の地元紙コラン・テンポが報じた。インドネシア側の事業者となる国営4社の合弁会社ピラール・シネルギBUMNインドネシア(PSBI)のドゥイ・ウィンダルト社長は、路線の認可と合弁会社の事業認可を運輸省に申請したと説明。認可が下りた後で正式な事業開始を発表するとし、起工式は遅れるものの建設は予定通り行うことが可能との見方を示した。事業実施に必要な認可には、路線や駅の立地、用地に関する認可および、PSBIと中国企業で設立する合弁会社「クレタ・チュパット・インドネシア・チャイナ(KCIC)」の事業者としての認可が含まれている。一方、運輸相特別スタッフのハディ・ジュライド氏は、まだ高速鉄道の路線や事業の申請を受けていないとし、事業者側とは食い違う説明をしている。同氏は、事業

を実施する合弁会社の設立も不確かだとして、早期実現に懐疑的な見方を示した。

PSBIは、インドネシア国営の建設ウイジャヤ・カルヤ(ウィカ)、鉄道クレタ・アピ、農園プルクブナン・ヌサンタラ、高速道路ジャサ・マルガの4社が出資する合弁会社。KCICにはPSBIが60%、中国インフラ建設大手の中国中鉄の子会社である中鉄国際集団が40%を出資する。高速鉄道事業では日本と中国が受注を競っていたが、インドネシア政府は9月末に中国案を採用する方針を固めた。事業はインドネシア政府の財政負担を一切伴わずに進められることになった。高速鉄道の路線は約150キロで、推定総事業費は55億ドル。停車駅はジャカルタ、カラワン、ワリニ、グデバグ(バンドン市郊外)の4駅とする予定で、速度は時速200キロ以上が想定されている。

以上